

令和7年度

大学院医学研究科（博士課程）

学 生 募 集 要 項



東 京 医 科 大 学

## 教育に関する理念・到達目標・基本方針

### 1) 教育に関する理念

専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、複数の学科目等を通して体系的に学修課題を履修するコースワーク等により、本学のカリキュラムポリシーに即した高次の教育、研究を行う。医学に関する理論および応用を教授研究し、新たな学知を創造し、グローバルに発信することを通して医学の発展、人類の福祉に貢献する人間性豊かな研究者ならびに研究指導者を全学的な協力体制の下で養成する。

### 2) 教育に関する到達目標

1. 高い倫理観に基づき、自立的に研究活動を行うことができる。
2. 先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応することができる。
3. 研究活動を通して地域社会と世界の保健・医療・福祉に貢献できる。
4. 研究成果を基に高度な医療を開発・推進できる。
5. 国内・国外の研究者と連携して研究を推進し、成果を発信できる。

### 3) 教育に関する基本方針

研究の基盤となる横断領域の共通科目、専門分野を超え、同一の研究内容、手法を用いる大学院生が共同で研究や情報交換を行うコースワーク、そして専門科目の三区分別より成り立っている。これらを包括的に学ぶことにより専門的な業務に必要な高度の研究能力と豊かな学識を養い、新たな知見を創造する能力を身につける。

## 【アドミッションポリシー】

本学の校是である「正義・友愛・奉仕」の精神をもち、自ら積極的に学び(自主自学)、本学のミッションの実現のもとで高度先進医学・医療を推進するため、以下のような人を求める。

1. 国際的視野で、医学・医療の発展に貢献する意欲の有する人
2. 高い倫理観を有し、積極性・協調性・コミュニケーション能力が優れている人
3. 次世代の医学・医療に対して深い関心をもち、能動的な学びを実践する能力を有する人
4. 医科学情報の収集・解析・発信のためのスキルとしての英語力を有する人
5. 科学的な思考と公正な評価ができる人

1. 募集人員

専攻	分野		募集定員
<p>※</p>	<p>人体構造学 組織・神経解剖学 人体病理学 分子病理学 微生物学 細胞生理学 病態生理学 生化学 薬理学 免疫学 免疫制御学 公衆衛生学 健康増進スポーツ医学 法医学 医療の質・安全管理学 医学教育学 医療データサイエンス</p>	<p>血液内科学 呼吸器内科学 循環器内科学 糖尿病・代謝・内分泌内科学 リウマチ・膠原病内科学 消化器内科学 消化器内視鏡学 内科系_代謝内科学 内科系_消化器内科学 内科系_腎臓内科学 内科系_臨床感染症学 精神医学 小児科・思春期科学 皮膚科学 放射線医学 臨床検査医学 高齢総合医学 神経学 腎臓内科学 呼吸器・甲状腺外科学 乳腺科学 心臓血管外科学 消化器・小児外科学 消化器外科学 消化器外科・移植外科学 整形外科学 眼科学 泌尿器科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 産科婦人科学 麻酔科学 脳神経外科学 口腔外科学 形成外科学 救急・災害医学</p>	<p>計 68 名</p>

※専攻については改組届出予定

## 2. 出願資格

次のいずれかの条件を満たす者

- (1) 大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の学部）を卒業した者又は令和7年3月までに卒業見込みの者。
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者又は令和7年3月までに修了見込みの者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者
  - ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者。
  - ② 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）防衛医科大学校を卒業した者。
  - ③ 修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることの出来る者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で本学大学院において、大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
  - ④ 大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- (4) その他の学部卒業者で基礎医学に入学する場合は、大学院修士課程を修了した者又は令和7年3月までに修了見込みの者。
- (5) 本学大学院において、大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者。

備考： ○出願資格（5）に該当する者については、出願する前に出願資格の審査を受け、その結果に基づき出願してください。

a. 入学資格審査申請を希望する者は、下記書類を期日までに提出してください。

- 1) 入学試験出願資格認定申請書
- 2) 研究業績目録
- 3) 学術論文等別冊または写し

※下記 URL よりダウンロードしてください。

<http://www.tokyo-med.ac.jp/admission/graduate/exam.html>

b. 入学資格審査申請受付期間

1次募集受験者：令和6年7月10日（水）まで（書留速達・必着）

2次募集受験者：令和6年11月1日（金）まで（書留速達・必着）

送付先：〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1 東京医科大学 アドミッションセンター

※封筒表面に朱書きにより「入学試験出願資格認定申請書在中」と記載してください。

### 3. 出願手続

#### (1) 出願期間

1次募集：令和6年8月19日（月）から9月11日（水）郵送可〔書留速達〕・必着

2次募集：令和6年11月5日（火）から11月22日（金）郵送可〔書留速達〕・必着

#### (2) 出願書類および入学検定料

書類等の名称	提出該当者	摘 要
①入学志願書	全員	本学所定の用紙
②受験票・写真票	全員	本学所定の用紙により、本人の氏名等を明記し、必要事項記入の上、提出してください。
③400円分切手	全員	速達郵便料金400円切手を同封してください。
④成績証明書	全員	出身大学（学部）長が作成し厳封したもの。（様式は問わない） 修士課程修了者は修士課程のものも併せて提出してください。
⑤入学検定料 10,000円	全員	下記口座に振り込み、振り込みを証明する書類の写しを提出してください。 【振込銀行】 三井住友銀行 新宿通支店 【口座名】 ガク トウキョウイカダイガクイガクケンテイグチ （学） 東京医科大学医学検定口 【口座番号】 普通 8256379
⑥写真2枚	全員	縦4cm×横3cm 2枚 上半身脱帽、出願日前3ヶ月以内に撮影したものを入学志願書・写真票の指定箇所に貼付けてください。
⑦推薦書	全員	本学所定の用紙により、志願する分野の主任教授（所属長）の推薦書を提出してください。
⑧卒業証明書又は 卒業見込証明書	他学出身者	出身大学（学部）長が作成したもの。 修士課程修了者は修士課程のものも併せて提出してください。
⑨医師免許証の写し	他学出身者	臨床研究系志願者は提出してください。
⑩受験及び 就学承諾書	社会人（正規雇用されている者）	本学所定の用紙により令和7年4月以降在籍する施設の所属長又は任命権者の承諾書を提出してください。（本学の後期研修医になる方は、卒後臨床研修センター長及び希望する分野の主任教授の承諾も受けてください。それぞれ別葉で提出してください。（センター長1枚、主任教授1枚）

※日本語を母語としていない方は前述の①～⑩のほか、以下⑪～⑰を加えてください。		
⑪日本語学力成績証明書	日本語を母語としない者	日本語の学力をあらわす成績証明書。指導教員、もしくはこれに準ずる者が作成したもの。
⑫推薦書 (出身大学作成)		出身大学の学長が発行する推薦書(母国語によるものは日本語に翻訳したものを添付してください。)
⑬住民票の写し		市区町村発行のもの。在留資格・期間が明記されているものを提出してください。登録していない場合は、パスポートの写し(本人氏名、生年月日、性別、在留資格の記載がある部分及び日本国査証の部分)。
⑭身分証		身分証の写しを提出してください。
⑮大学(本科)の卒業証書の写し		大学(本科)の卒業証書の写しを提出してください。卒業証書に押された学校印が「鋼印」(無色で浮き彫りになったもの)である場合は、コピーの上に学校印を捺印の上、提出。学校名が証書の校名と一致しない場合は大学の発行した「校名変更証明書」を併せて提出してください。
⑯学位証書の写し		学位証書の写しを提出してください。
⑰大使館等の公的機関で発行する公証書		上記、卒業証書の写し及び学位証書の写しの公証書を提出してください。大使館、総領事館、公証役場等の公的機関(※日本語学校は除く)によって証明されたもの。

※提出書類の不備なものは受付しません。

※提出書類に事実と反する記載があったときは、合格を取り消すことがあります。

### (3) 出願方法

①出願に先立ち、必ず志願する分野の主任教授(所属長)と面談し、推薦書の記載を依頼してください。

②出願書類および入試検定料振込用紙(写)は、封筒(角2サイズ)に入れて提出してください。

※表面に志願する分野名、志願者名、連絡先住所、電話番号を記入してください。

※表面に朱書きで「大学院入学出願書類在中」と記入してください。

③郵送する場合は、書留速達により送付してください。

<出願書類提出先>

〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1

東京医科大学アドミッションセンター Tel : 03-3351-6141 (代) 内 736

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日は除く)

#### 4. 入学試験科目・試験日時及び試験場所

試験日	試験科目	時間	試験場
1次募集： 令和6年9月27日(金) 2次募集： 令和6年12月13日(金)	外国語（英語） （筆記試験）	10：00～11：00	大学 第一看護学科棟 2F 201 講義室（予定）
	面接（日本語を母語 としない者のみ） ※日本語による面接を行います。	11：40～	当日試験場を指示します。
	分野別試験	13：00～	当日試験場を指示します。

※出題形式：出題問題3題よりいずれか1題を選択、解答する。

- ①英文和訳問題（一般的な内容のもの）
- ②英文和訳問題（医学的な内容のもの）
- ③英文長文問題（英語で要約するもの）

※外国語試験には辞書の持込を許可します。ただし、電子辞書は不可とします。

※ IELTS・TOEFL のスコア利用について

次の条件のいずれかを満たしている場合には外国語試験を免除いたします。

該当者は志願書提出時に当該事項証明書を提出してください。

なお、いずれの場合も出願締切日の2年前以降に受験したものに限り有効とします。

**IELTS：6.0以上または TOEFL・iBT：76点以上**

#### 5. 合格発表

1次募集：令和6年10月17日（木）11：00

2次募集：令和7年1月16日（木）11：00

大学ホームページに掲載するほか、本人に速達郵便で通知します。

#### 6. 入学手続（手続期間内に書類を郵送してください）

##### (1) 手続期間

1次募集：令和6年10月17日（木）から10月31日（木）15:00まで

2次募集：令和7年1月16日（木）から1月30日（木）15:00まで

<手続書類郵送先>

〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1

東京医科大学アドミッションセンター

##### (2) 手続書類等

- ① 誓約書 2通（本学所定の用紙）
- ② 戸籍抄本 1通（または市区町村長の戸籍記載事項証明書）
- ③ 卒業証明書 1通（他学出身者で出願時、卒業見込証明書を提出した者のみ）
- ④ 写真 2枚（縦4×横3、上半身脱帽背景無地で3ヶ月以内に撮影したもの）
- ⑤ 学納金振込通知書のコピー

※ 合格者には入学手続書類を送付しますので、所定の期日までに手続を完了してください。

※ 所定の期日までに手続を完了しないときは、合格を取り消します。

## 7. 学納金など

入学金・授業料等

項 目	金 額	備 考
入 学 金	100,000 円	入学時のみ
授 業 料	400,000 円	
学生教育研究災害傷害保険料 学研災付帯賠償責任保険料	4,300 円	入学時のみ
計	504,300 円	

## 8. 注意事項

- (1) 受験者は、試験開始20分前までには、試験場に入室してください。
- (2) 外国語試験の遅刻は、試験開始後15分まで認めます。ただし試験時間は延長しません。
- (3) 外国語試験には辞書持ち込み可。ただし、電子辞書は不可です。
- (4) 受験票を必ず持参してください。
- (5) 試験場では携帯電話およびPHS等は、電源を切り手荷物に収納してください。
- (6) 出願手続後の提出書類の内容変更は認めません。
- (7) 提出書類と入学願書の氏名が異なる場合は、改姓を証明するものを添付してください。
- (8) 入学試験に関する問い合わせ等

東京医科大学アドミッションセンター

電話 03-3351-6141 (代)

## 9. その他

日本学生支援機構の奨学金制度

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学困難な学生は学内選考の上機構に申請し、奨学生として採用された場合にのみ奨学金が貸与されます。

### 個人情報の取り扱いについて

- 本学では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。
- 出願及び入学手続きにあたって提供いただいた個人情報は、入学試験の実施、合格発表、入学手続き、入学後の履修関係、学籍関係及び学生生活関係に必要な業務において使用させていただきます。
- 本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合や秘密保持契約等の契約を締結した業者に資料発送等の業務を委託する場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。